

水泳時のワンポイント注意

指導 木原光知子 (元オリンピック水泳代表選手) 水泳コーチ

「カツパ天国」の到来です。プールも、海水浴場も、今の子供たちは、泳ぎがうまいですね。その点、うますぎるから逆にこわいなあつて、実のところハラハラするところもあります。かわいい子供たちを水の事故から守るために、保護者の方は次の点に十分注意しましょう。

海水浴に行くとき

海水浴の前日は、子供たちは興奮してなかなか眠らないものです。睡眠不足にならないよう気をつけ



1. 水の水深を調べ、胸あたりの深さで泳ぐようにしましょう。
2. 小学生の場合、一回の泳ぐ時間は十五〜二十分間が限度。くちびるがまっ青になるまで泳いでいる子がいますが、要注意。



3. 最初は、いきなり飛び込んだりしないで、脚、手、体と徐々に水に入りましょう。

4. 楽しさのあまり、時間を忘れて泳ぎに夢中になってしまいがちですが、十五〜二十分をメドに海から上がり、ゆっくり休みながら海水浴を楽しみましょう。



泳ぐ前

食後すぐ泳ぐのは体によくありません。少なくとも、二時間くらいたってから泳いでください。

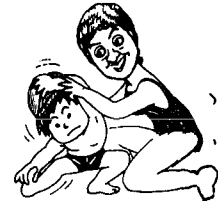


泳ぐ前にシャワーを頭からたっぷりあび、冷たい水に皮膚をならしててください。



泳いでいるとき

同じプールの中でも場所によって深さの違う場合があります。



海外実習生を募集

国際協力事業団では、中南米諸国に永住の意志が固く将来はその国の優良な市民となつるとともに、その国の日系社会にとつても中堅人材となることを志す青年を海外実習生として派遣しています。希望者は次により申し込みください。

- 1 行先国、引受者等
先行先国 コロンビア、アルゼンチン、ボリビア、チリ、ヴェネズエラのいずれかの国
- 2 申込方法
(一) 定員、申込、選考等
1 定員 農業、工業、商業各部門それぞれ若干名ずつ計10名。
(二) 申込資格
1 行先国に永住の目的を有し、次の資格条件を備えていることを必要とします。
① 高等学校卒業又は同等の能力を有するもの
② 渡航時年齢28才未満の独身男子等
2 申込方法
(一) 定員、申込、選考等
1 定員 農業、工業、商業各部門それぞれ若干名ずつ計10名。
- 3 申込資格
行先国に永住の目的を有し、次の資格条件を備えていることを必要とします。
① 高等学校卒業又は同等の能力を有するもの
② 渡航時年齢28才未満の独身男子等
- 4 渡航時期
昭和55年3月頃を予定
(一) 経費の助成
事業団は各実習生に対して現地到着後九ヶ月間研修経費を支給いたします。その他滞在費と送料は各自に定める額を支給いたします。
尚、詳細については国際協力事業団に照会してください。



7月25日まで国際協力事業団国内支部で受付
3 選考
第一次選考(筆記試験、面接、実技)
第二次選考(書類審査)

コンバインに軽油を使用する皆さんへ

(収穫用機械に係る軽油免税証の交付について)

農家の方で、コンバイン等の収穫用機械に軽油を使用される場合は、次により軽油の免税証が交付されます。

- 一 免税証交付対象者
農業者で収穫用機械(コンバイン、ハーベスタ、バインダー等)に軽油を使用する者。
- 二 免税証交付日時
昭和54年8月4日から54年9月8日までの
毎週土曜日 午前9時から
午前11時30分まで
- 三 免税証交付場所
巻財務事務所会議室
- 四 申請当日持参するもの
(1) 村長又は農業委員会の発行する耕作面積証明書。
(2) 印鑑(機械を共同使用する場合は全員の印鑑)。
(3) 農業用免税軽油使用者証を所有している者、その使用者証。
(4) 新規に申請する者、又は機械を変更した者は、村長又は農業委員会の発行する機械所有証明書。
(5) 収穫の委託を受ける者は、農作業受委託承諾書(様式任意)と委託者の耕作面積証明書。

注
(1) 軽油以外の油、例へばガソリン、ハイオク、灯油等を使用する機械は対象になりません。
(2) 免税軽油は免税証と引換えに引取って下さい。申請日以前の軽油引取分は対象になりません。
(3) 右記に違反した場合は、地方税法の罰則規定が適用されます。
(4) 本年から交付期間が若干短くなりましたので御留意下さい。
(5) 収穫用機械には一般的機種として、コンバイン、ハーベスタ、バインダー等ですが、収穫用として使用される機種で、これら以外の呼称の機械が導入されている場合は、巻財務事務所へ御照会下さい。

月潟村中小企業資金融資委員会 委嘱

中小企業を対象とする村の制度資金としては、地方産業育成資金と中小企業近代化資金の二つの制度があり、それぞれ融資委員会を設置して公正に運営を図ってまいりました。
本年五月末日をもって、融資委員の任期が終了するのを機会に二つの融資委員会を統合して、中小企業資金融資委員会を設置することになりました。
委嘱された委員及び講成員は次のとおりです。

- 月潟商工会長 登石 栄作
月潟 村長 金子由一郎
金融機関代表 木谷 克明



本年四月一日付で大字月潟の野内 正さんが行政官理庁から行政相談委員に委嘱されましたので八月より右記のとおり相談日を設けました。お気軽にご相談ください。なお、都合の悪い方は直接野内さん宅に訪問ください。(電話 二八二三番)
行政相談とは役所や公社・公団等の仕事について

行政相談日
開設のお知らせ
八月六日 月曜日
会場 月寿荘
時間 1時30分から4時まで

あなたは国保をよくご存じですか?

国保制度が法律として誕生してからの五十年が経過して、昭和五十二年で満四十年になりました。昭和三十六年に国民皆保険となり、国民のすべてが健康保険の何れかに加入することが義務づけられて、医療は誰でも、何時でも、どこでも気安く受けられるようになりました。△国保はたすけ合いの保険▽

お医者さんにかかった時、あなたが支払うのは費用の三割、残りの七割は国民健康保険(国保)から支払われています。その費用はみんながいざという時に備えて出したお金(国保税)と、国の補助金で賄われています。国保は、みんながたすけ合っているのです。△国保を守る保険なのです。△国保をよく理解して大切にしてください▽

みなさんの健康
みなさんの国保
見直そう自分の体と
みんなの国保

